

**みなとみらい線みなとみらい駅及び日本大通り駅における  
自動販売機設置事業者 公募要領**

みなとみらい線みなとみらい駅及び日本大通り駅において旅客等の利用に供する自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集及び選定については、この要領に基づき実施するものとする。

1. 目的

みなとみらい線みなとみらい駅構内及び日本大通り駅における自動販売機業務を適正かつ合理的なものとするにより駅利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

2. 公募物件

物件	設置駅	設置場所
A	1	みなとみらい駅 B3 階コンコース(改札横①)
	2	みなとみらい駅 B3 階ホーム(中央 公衆電話横)
	3	みなとみらい駅 B3 階ホーム(下り中央 横浜方)
	4	日本大通り駅 B1 階コンコース(改札内②)
	5	日本大通り駅 B3 階ホーム(上り中央 横浜方)
B	1	みなとみらい駅 B3 階コンコース(改札横②)
	2	みなとみらい駅 B4 階ホーム(下り中央 元町・中華街方①)
	3	みなとみらい駅 B4 階ホーム(下り横浜方②)
	4	日本大通り駅 B1 階コンコース(改札内①)
	5	日本大通り駅 B3 階ホーム(上り中央 横浜方)
C	1	みなとみらい駅 B2 階コンコース①
	2	みなとみらい駅 B4 階ホーム(上り中央 横浜方)
	3	みなとみらい駅 B4 階ホーム(上り横浜方①)
	4	日本大通り駅 B1 階コンコース(休憩コーナー横①)
	5	日本大通り駅 B3 階ホーム(上り中央 元町・中華街方)
D	1	みなとみらい駅 B4 階ホーム(下り 元町・中華街方)
	2	みなとみらい駅 B4 階ホーム(上り中央 横浜方)
	3	日本大通り駅 B1 階コンコース(1 番口付近)
	4	日本大通り駅 B3 階ホーム(下り 元町・中華街方)
	5	日本大通り駅 B3 階ホーム(下り 横浜方)
E	1	みなとみらい駅 5 番口階段踊り場
	2	みなとみらい駅 B4 階ホーム(上り 元町・中華街方)
	3	日本大通り駅 B1 階コンコース(休憩コーナー)
	4	日本大通り駅 B3 階ホーム(上り 元町・中華街方)
	5	日本大通り駅 B3 階ホーム(上り 横浜方)
F	1	みなとみらい駅 B2 階コンコース②
	2	みなとみらい駅 B3 階コンコース(改札横③)
	3	みなとみらい駅 B4 階ホーム(下り横浜方①)
	4	日本大通り駅 B1 階コンコース(休憩コーナー横②)
	5	日本大通り駅 B3 階ホーム(下り中央 元町・中華街方)

※詳細別紙参照

### 3. 設置条件

- (1) 交通系 IC カードに対応すること。
- (2) 自動販売機に必要な耐震措置を施すこと。
- (3) 電気使用料 5,000 円/台・月を負担すること。
- (4) 道路占用料相当額を負担すること。
- (5) 回収箱等を設置し溢れないよう回収を行うこと。
- (6) 駅多客時に容器回収の対応ができること。
- (7) 必要に応じ当社指定の造作を自動販売機に施すこと。
- (8) 故障時などを含む維持管理を責任持って行うこと。
- (9) 苦情等の処理を責任持って行うこと。

### 4. 設置予定事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、公募参加者の資格を満たしている者を選定対象者とします。選定方法は、提案内容のうち営業料率及び特記事項内容を審査し、最も高い評価となった者を設置予定事業者とします。  
なお、評価の合計点が同点の場合は、営業料率の高い提案者を設置予定事業者とします。
- (2) 設置区画については当社にて決定させていただきます。応募者が選択することはできません。
- (3) 設置予定事業者の決定については、選定された事業者に書面にて通知いたします。
- (4) 設置予定事業者が設置を辞退した場合は、次に高い評価を得た者を設置予定事業者として取り扱うものとします。その場合の営業料率は、次に高い評価を得た者が公募手続きで提示した率とします。

### 5. 決定の取り消し

次の各号の一に該当する応募は無効とします。

- (1) 6 に定める公募参加資格のない者が行った応募
- (2) 第 1 号様式以外の提案書を使用して行った応募
- (3) 2 通以上の応募をしたもの
- (4) その他公募要領において無効とするもの

### 6. 公募参加者の資格

- (1) 法人であること。
- (2) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件(入札物件)に飲料(酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)による酒類又はその類似品を除く。以下同じ)等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」(以下「自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。
- (3) 平成 26 年度及び平成 27 年度において、鉄道施設内における自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (5) 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認め

られる者でないこと

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと。

## 7. 契約にあたっての主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約ではありません。

### (2) 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

※鉄道事業の供に要する場合途中で解約させて頂く場合がございます。

### (3) 契約物件の用途指定

自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

### (4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 契約物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 契約物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 契約物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

### (5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、翌月の 15 日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

### (6) 実地調査等への協力義務

前記（3）及び（4）の履行状況を確認するため、当社が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は当社に協力すること。

## 8. 応募の申込み

### (1) 提出期間 平成 29 年 2 月 15 日(水)から 3 月 3 日(金)まで（土日祝日を除く）

ア 提出方法 郵送または持参。

※郵送の場合は封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入し書留で送付して下さい。

イ 提出場所 横浜市中区元町 1-11

横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課

飲料自動販売機設置予定事業者 公募係

ウ 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)

### (2) 応募に必要な書類

ア みなとみらい線みなとみらい駅及び日本大通り駅における自動販売機設置予定事業者提案書（第 1 号様式）

イ 鉄道施設内における自動販売機設置運営事業申告書（第 2 号様式）

ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ

## 9. 質問書及び回答

### (1) 質問受付期間

平成 29 年 2 月 15 日(水)から 2 月 28 日(火)まで

### (2) 質問提出方法

質問書を電子メールにより、次の送付先に送付してください。

質問の送付先 : [eigyout@mm21railway.co.jp](mailto:eigyout@mm21railway.co.jp)

※メールの件名は、【自販機設置予定事業者質問書】 貴社名 としてください。

### (3) 回答

質問に対する回答は、送付されたメールアドレスに送付します。

◀ 横浜

元町・中華街 ▶

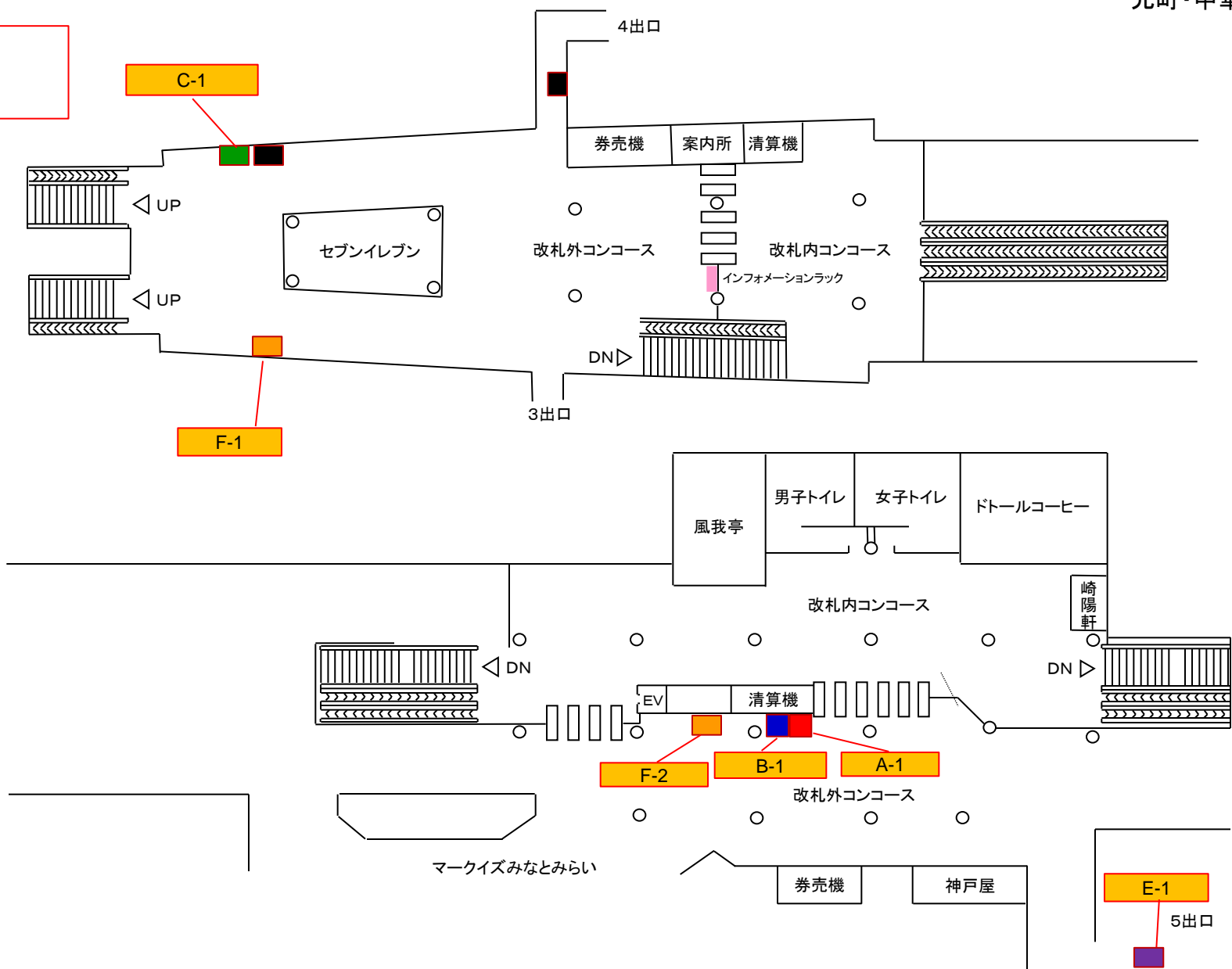
**B2F**

A口改札階

- A
- B
- C
- D
- E
- F

**B3F**

本屋改札階

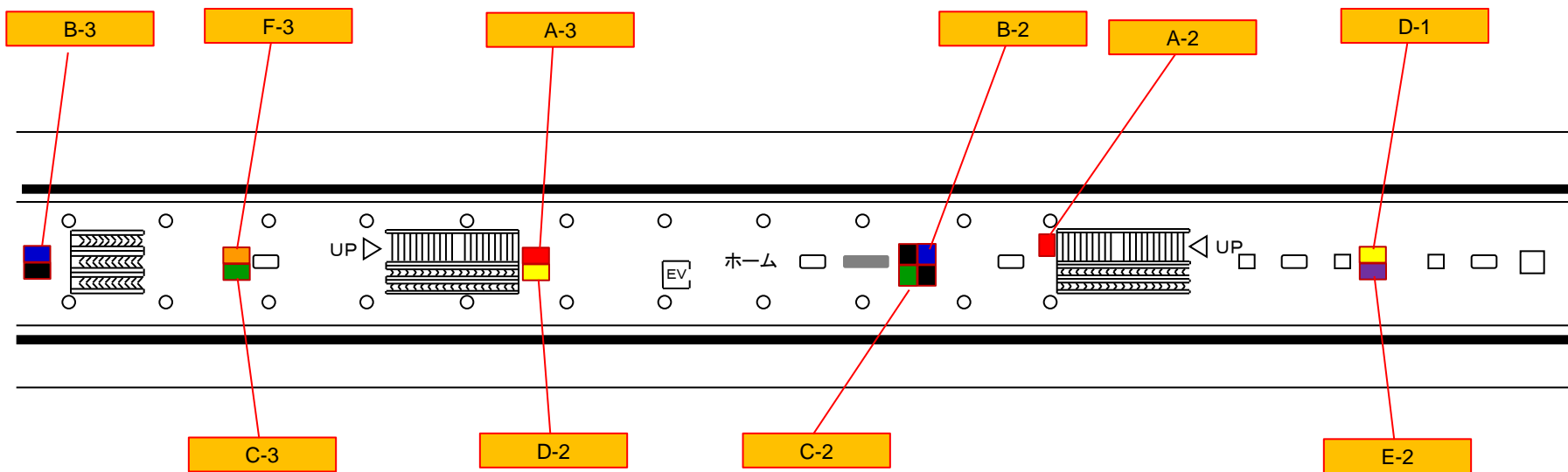


◀ 横浜

元町・中華街 ▶

**B4F**

ホーム階



- A
- B
- C
- D
- E
- F

◀ 横浜

元町・中華街 ▶

**B1F**

改札階

- A
- B
- C
- D
- E
- F

